

# 報告期日 令和元年 6 月 30 日までです。

平成 31 年 4 月 22 日

医療機関各位

鎌倉市医師会 会長 井上 俊夫  
鎌倉市医師会副会長  
・公衆衛生担当理事 湯浅 章平

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

◆報告書の提出先について（郵送もしくは持参にてご提出ください。）◆

〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19（県横須賀合同庁舎）

横須賀三浦地域県政総合センター環境部 環境課 ☎046-823-0210（代表）

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長

（ 公 印 省 略 ）

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について（通知）

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項により、産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、事業場ごとに、毎年 6 月 30 日までに、前年度 1 年間における交付状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告する必要があります。

本年度においては、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までに交付したマニフェストの実績を、2019 年 6 月 30 日までに報告することになります。

つきましては、別添のチラシを御活用いただき、貴会会員及び関係排出事業者への周知について、御協力をお願いします。

なお、チラシは当課ホームページにも掲載しておりますので、適宜印刷して御利用ください。

## ■産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

問合せ先

指導グループ 廣松、池田

電 話 (045)210-4159

メール haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.jp

# 産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出してください

～報告書の提出期限は6月末日です～

## ○産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告の概要

産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した全ての排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事などに報告しなければなりません。

本年度は、2018年4月1日から2019年3月31日までの産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況を、2019年6月30日までに提出していただくこととなります。

なお、電子マニフェストを利用している場合はこの報告は必要ありません。

詳しくは、下記アドレスをご覧ください。(様式をダウンロードして使用できます。)

### ■産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

※いわゆる「事業系一般廃棄物(オフィスペーパー、段ボール)」を委託・売渡している場合で、マニフェストに準じた管理票で処理確認をしているケースの報告は必要ありません。

## ○提出方法

4月1日から6月30日の間に郵送又は持参してください。

なお、提出部数は1部ですが、受領印の押印のある控えが必要な場合は、2部提出してください。

また、郵送の場合は宛名を記入し、切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

## ○提出先

神奈川県内の事業所の所在地を管轄する地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)

## ○問合せ・提出先

	部署名	電話番号	提出先
神奈川県	環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ	045-210-4159	
	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部	046-823-0210	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
	県央地域県政総合センター 環境部	046-224-1111	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
	湘南地域県政総合センター 環境部	0463-22-2711	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
	県西地域県政総合センター 環境部	0465-32-8000	〒250-0042 小田原市荻窪350-1
横浜市資源循環局事業系対策部 産業廃棄物対策課	045-671-2513	〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13	
川崎市環境局生活環境部 廃棄物指導課	044-200-2581	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	
相模原市環境経済局資源循環部 廃棄物指導課	042-769-8358	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	
横須賀市資源循環部廃棄物対策課	046-822-8523	〒238-8550 横須賀市小川町11	

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

（神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・相模原市長・相模原市長） 殿

報告者  
住所  
氏名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種		電話番号						
事業場の所在地										
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。